

北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和44年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の225」を「100分の220」に改める。

第2条 北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の222.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北本市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の市議会議員の議員報酬等条例」という。）の規定は、令和2年12月1日から適用する。